

第5節 野生生物の保護と管理

◎ 現況と課題

メダカやニホンアカガエル、エビネやキキョウなどは、かつては身近に見ることができましたが、いつの間にか多くの地域で姿を消しつつあります。

こうした野生生物の実態を把握し、広くその保全を呼びかけるために、県では、絶滅のおそれがある野生生物を千葉県レッドデータブック※としてリスト化し、公表しています。

また、その生息地を自然環境保全地域等に指定することなどにより保護に努めていますが、指定地域は限られており、このまま開発や市街化、里山※の荒廃等により自然環境の悪化が進むと、さらに絶滅危惧種が拡大することが懸念されます。

また、もともとその地域にいなかったのに、人間によって持ち込まれた生物種を「外来種※」と呼びますが、この外来種による在来種や生態系※への影響が次第に深刻化しています。

千葉県には多くの外来種が見られますが、外来種のうち在来種の生息を脅かすことが危惧されるとして外来生物法で指定された特定外来生物※が、県内では32種類確認されています。

このうち、カミツキガメ、アカゲザル（交雑種を含む）、アライグマ、キョンについては、生態系や農林業等への被害が著しいことから、個別に防除計画を作成し、捕獲等対策を講じていますが、全面的な駆除は容易ではありません。また、植物では河川や河川敷で繁茂している特定外来生物のナガエツルノゲイトウ、オオフサモ、ミズヒマワリ、アレチウリ、オオキンケイギクについても、防除事業を行っています。

さらに、近年、イノシシやニホンジカ、ニホンザル等の生息数の増加に伴い、農作物等の被害が深刻化しており、これにより農業者の生産意欲の減退を招き、耕作放棄地が拡大するなど、地域社会に大きな影響を与えているとともに自然環境の変化がさらに進むという状況も生じています。また、平成26年5月には、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部が改正され、鳥獣の管理を図ることが法律の目的に追加されたところです。

このため、法改正により導入された新たな施策の活用も検討しながら、農作物等への被害防止と野生鳥獣の個体数の管理を一体とした総合的な対策を実施するとともに、併せて、里山整備や耕作放棄地の解消を図り、野生鳥獣の生息地と農地や集落との間に緩衝地帯を設けることによって、野生鳥獣の農地等への出没を減少させるなど、人と野生鳥獣との棲み分けを進めることが必要です。

表 2-1 希少な野生生物の状況

(千葉県レッドデータブック掲載種)

区分		種数		主な種	備考
		維管束植物	蘚苔類 藻類 地衣類 菌類		
植物 ・ 菌類	X	59	18	イブキシダ、ヒメバイカモ、ユウスゲ、カシノキラン、ササバラシ	消息不明・絶滅生物
	EW	4	1	ヒシモドキ、センニンモ、ヒロハノエビモ、イトクズモ、テガヌマフラスコモ	野生絶滅生物
	A	141	73	ゴヨウマツ（ヒメコマツ）、フクジュソウ、キキョウ、フジバカマ、サギソウ、アワチドリ	最重要保護生物
	B	195		カザグルマ、コウホネ、ウメバチソウ、ミズキンバイ、ガシャモク、クマガイソウ	重要保護生物
	C	230	41	ネズ、モウセンゴケ、ミツバツツジ、ケイワタバコ、スカシユリ、ギンラン	要保護生物
	D	142	64	ニリンソウ、センブリ、オミナエシ、アマモ、シオクグ、キンラン	一般保護生物
	計	968			
動物	X	76		カワウソ、トキ、コウノトリ、マガシ、アオギス、ゼニタナゴ、ゲンゴロウ、ベッコウトンボ	消息不明・絶滅生物
	A	250		サンカノゴイ、アカハライモリ、ニホンアカガエル、ミヤコタナゴ、シャープゲンゴロウモドキ	最重要保護生物
	B	208		アカギツネ、オオタカ、ニホントカゲ、トウキョウダルマガエル、メダカ、ゲンジボタル	重要保護生物
	C	221		ニホンザル、ホオジロ、アズマヒキガエル、ホトケドジョウ、ヘイケボタル、サワガニ	要保護生物
	D	147		カヤネズミ、ヒバリ、ツバメ、アオダイショウ、ギンブナ、ヒメハルゼミ、マルタニシ	一般保護生物
	計	902			

注) 植物：2009年改訂版（2011・2012・2014年追録を含む。）

動物：2011年改訂版（2014年追録を含む。）

希少な野生生物（例）（【 】はレッドデータブックの区分）



ゴヨウマツ(ヒメコマツ)【A】



キキョウ【A】



コウホネ【B】



クマガイソウ【B】



ネズ【C】



モウセンゴケ【C】



センブリ【D】



キンラン【D】



ミヤコタナゴ【A】



シャープゲンゴロウモドキ【A】



ニホントカゲ【B】



トウキョウダルマガエル【B】

表2-2 千葉県で確認された特定外来生物（平成27年2月1日現在）

区分	種名等
哺乳類	アカゲザル、マスカラット、アライグマ、キョン、 アカゲザルがニホンザルと交雑することにより生じた生物
鳥類	ソウシチョウ、ガビチョウ、カオジロガビチョウ、カオグロガビチョウ、 カナダガン
爬虫類	カミツキガメ
両生類	ウシガエル
魚類	チャネルキャットフィッシュ、カダヤシ、ブルーギル、コクチバス、オオ クチバス、ストライプトバス
昆虫類	セイヨウオオマルハナバチ
クモ類	セアカゴケグモ
甲殻類	ウチダザリガニ
貝類	カワヒバリガイ
植物	オオキンケイギク、ミズヒマワリ、オオハンゴンソウ、オオカワヂシャ、 ナガエツルノゲイトウ、アレチウリ、オオフサモ、ボタンウキクサ、ナル トサワギク、アメリカオオアカウキクサ
合計	32種類



アカゲザル



アライグマ



キョン



オオクチバス



カミツキガメ



カワヒバリガイ



オオキンケイギク



ナガエツルノゲイトウ



ナルトサワギク

◎ 目指す環境の姿

人と野生生物とが共存する豊かな社会の形成に向けて、多くの県民や企業、団体等が取り組んでいます。

◎ みんなの行動指針

<p>県民 (家庭)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○野生生物の生息状況などの調査に協力します。 <ul style="list-style-type: none"> ・希少種や特定外来生物の生息情報を提供します。 ○野生生物や生態系の保全活動に参加します。 <ul style="list-style-type: none"> ・学校や地域におけるビオトープ※の創出活動などに参加します。 ・地域で行われている里山保全活動や緑化活動、水辺の保全活動などに参加します。 ○外来動物を野外に放しません。 <ul style="list-style-type: none"> ・ペットは責任を持って飼育します。 ・ブラックバス、ブルーギル等の外来魚を放流しません。 ○自然観察会等への参加などにより、野生生物との関わり方についてのモラルを身につけます。 ○海浜動植物を保護するため、車両等の乗り入れが規制されている海岸等については、ルールを守ります。 ○傷ついた鳥類等を見つけたときは、救護に協力します。
<p>市民活動 団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○野生生物の生息状況などの調査を実施、または協力します。 ○野生生物や生態系の保全活動を実施、または参加します。 ○特定外来生物の防除について、予防3原則※の普及啓発等に協力します。 ○野生生物との関わり方についてのモラルを広めるため、自然観察会等を実施し、また参加します。
<p>事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○開発事業においては、自然への影響が少ない工法を採用する等、生物種や生態系の保全に配慮します。 ○事業所等の敷地を活用してビオトープの創出等を行います。 ○地域で行われる野生生物や生態系の保全活動に参加・協力します。
<p>教育機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○野生生物の生息・生育状況に関する情報を収集し、環境学習に役立てます。 ○野生生物の保護や生物多様性※の保全に関する意識を高めるため、県民への啓発に協力します。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定外来生物の防除について、予防3原則の普及啓発等に協力します。 ・野生生物との関わり方についてモラルの向上を図ります。 ○敷地を活用してビオトープを創設し、維持します。
<p>市町村・県 (共通するもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○絶滅危惧種の保護等の事業を推進します。

市町村	<p>○野生生物の保護や生物多様性の保全に関する意識を高めるため、住民への啓発を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野生生物との関わり方についてモラルの向上を図ります。 ・市民活動団体が行う自然観察会等の取組を支援します。 <p>○地域で行う野生生物や生態系の保全活動に関する情報提供を行い活動への参加を促進するなど支援します。</p> <p>○特定外来生物について、住民への普及啓発に努めます。</p> <p>○緊急的に対策が必要とされる特定外来生物の計画的な防除を行います。</p> <p>○市民活動団体が行う自主的な取組を支援します。</p> <p>○農林作物等に被害を及ぼす有害鳥獣の捕獲に取り組むとともに、地域住民が主体となった防護・捕獲体制の構築に取り組みます。</p>
県	<p>○野生生物の保護や生物多様性の保全に関する意識を高めるため、市町村等と連携し、啓発を行います。</p> <p>○市町村、市民活動団体が行う野生生物や生態系の保全活動等を支援します。</p> <p>○特定外来生物について、市町村と連携して県民への普及啓発を行います。</p> <p>○緊急的に対策が必要とされる特定外来生物の計画的な防除を行います。</p> <p>○特定外来生物について、市町村、市民活動団体が計画的に取り組む特定外来生物防除事業を支援します。</p> <p>○野生生物の適切な保護管理に努めるため、生息調査を実施するとともに保護管理計画を策定します。</p> <p>○ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ等による農作物等への被害を防止するために、市町村等が行う保護管理（捕獲）事業等を支援します。</p> <p>○有害鳥獣の駆除を行う狩猟者の育成に取り組みます。</p>

◎ 県の施策展開

1. 希少な野生生物の保護対策の推進【自然保護課】

- ・希少な野生生物の実態をレッドデータブック（レッドリスト）として取りまとめ公表するとともに、定期的に見直しを行います。このデータを活用し、県民、事業者等に広く希少野生生物の保護に対する理解と配慮を求めます。
- ・生物多様性保全に関する包括的な条例の制定に向けた中で、希少種の保護や採捕の禁止、外来種対策等に関する規定について検討します。
- ・希少な野生生物の保護については、自然公園や自然環境保全地域・郷土環境保全地域等の制度を活用して、その推進を図ります。また、開発事業については、環境影響評価※の実施や千葉県自然環境保全条例に基づく自然環境保全協定※の締結等により、希少な野生生物の保護を指導します。
- ・地理情報システム等の活用も図りつつ、絶滅が危惧される希少な野生生物について、市町村、市民活動団体等と連携して保護・回復計画を策定し、生息地の維持管理や保護・増殖に努めます。

2. 外来種対策等の推進【自然保護課】

- ・県内に生息・生育する全ての外来種を対象とした外来生物リストを作成し、外来種対策の基本的な考え方を示します。また、国や市町村等と連携して、必要な防除対策に取り組みます。
- ・特定外来生物のうち、防除の緊急性が高く、特に生態系への影響等が懸念されるカミツキガメ、アカゲザル（交雑種を含む）、アライグマ、キョン等については、外来生物法に基づく防除計画により、計画的な防除を実施します。
- ・外来種の侵入や野生化を防止するため、国や市町村等と連携し、広報、普及啓発を行います。
- ・遺伝子組換え生物※に関しては、生態系への影響を不安視する意見もあることから、必要性、利点、環境への影響等について、正確な知識・情報の共有化を図るため、情報収集とその公開を進めます。また、遺伝子組換えナタネについて種子のこぼれ落ちによる自生が見られるところであり、遺伝子組換え生物の野生化を防止するとともに、その実態を把握します。

3. 野生鳥獣の保護管理【自然保護課・農地・農村振興課】

- ・野生鳥獣の生息状況等の調査を行うとともに、森林や集団渡来地など野生鳥獣の生息地として重要な区域を鳥獣保護区※に指定して、多様な鳥獣の生息環境を保全します。
- ・房総丘陵を中心に生息する孤立した個体群であるニホンジカ、ニホンザルについては、生息数が著しく増加し、農林業への被害等の問題が生じているため、特定鳥獣保護管理計画※に基づき、被害防止と地域個体群の安定的な維持を目的とした保護管理を実施します。加えて、ニホンザルについては、アカゲザルとの交雑対策に取り組みます。
- ・「千葉県野生鳥獣対策本部」による「防護（被害防止）」、「捕獲」、「資源活用」、「生息環境整備」を総合的に推進し、イノシシなどの野生鳥獣による農作物等への被害対策における地域の主体的な取組を支援します。
- ・傷病鳥獣の救護のため、救護ボランティアや県獣医師会の協力による保護体制の整備に努めます。
- ・講習会等を通じて狩猟者の資質の向上を図るとともに、指導、取締りを行い狩猟の適正化を図ります。また、有害鳥獣捕獲の担い手を育成するため、市町村と協調して農作物等の被害を受けている地域の人々の狩猟免許の取得を促進します。

◎ 関連する個別計画

○第 11 次鳥獣保護事業計画（平成 24 年 3 月策定）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定に基づき、環境大臣が定める基本指針に則して知事が策定する鳥獣保護事業の実施に関する計画（平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 5 年間）です。科学的知見に基づいた鳥獣の保護管理の実施や地域における鳥獣の保護管理に係わる人材の育成などを通じて、鳥獣による農林水産業等への被害を軽減し、人と鳥獣が共存できる豊かな自然環境を次世代に引き継ぐことを目的としています。

◎ 計画の進捗を表す指標

項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
希少野生生物の保護回復計画の策定	未策定 （平成 19 年度）	全市町村で作成 （平成 30 年度）
特定外来生物の防除対策の実施	カミツキガメ 約 1,000 頭 （平成 17 年度）	県域から排除します （平成 30 年度）
	アカゲザル 約 1,100 頭 （平成 19 年度）	
	アライグマ 約 1,000～7,000 頭 （平成 19 年度）	
	キョン 約 1,400～5,400 頭 （平成 19 年度）	